

「北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書の実施状況に関する各国政府への質問状」の回答に日本政府が盛り込むべき事項についての私たちの意見

2009年4月15日 新日本婦人の会

第1部 主要な全般的成果及び障害

1、日本は国連開発計画（UNDP）によるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）で108カ国中58位と年々順位を後退させ、世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数でも130カ国中98位と先進国中最下位である。これに象徴されるように、北京行動綱領及び成果文書の実施状況の遅れはきわめて深刻である。

2、女性差別撤廃委員会の最終コメントにもとづいて実施されたものは、女性への暴力や人身売買に関して、配偶者暴力防止法（DV法）や刑法が不十分ながらも改正されたこと、「アイヌを先住民族とする国会決議」がおこなわれたことくらいである。

最終コメントが実施されていない主な項目と内容は次のとおりである。

- ① 国内法に女性に対する差別定義をとりこむ法改正をしていない。
- ② 間接差別の範囲も「募集・採用で身長・体重・体力を要件に、転勤を採用・昇進の要件に」など「3例限定列挙」にとどめた。
- ③ 固定的役割分担意識の解消や男女共同参画を広めるための教育やプログラムの策定・実施では、明らかに後退している。日本の侵略戦争を美化し、古い家族制度の復活を求め、女性差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法を敵視するバックラッシュ勢力の攻撃に屈して、男女共同参画基本計画（第2次）では「社会的・文化的に形成された性別」を「社会的性別」と言い換え、「ジェンダーの視点」の説明で「ジェンダー」という用語が人間の中性化や伝統文化を否定するために使われている事例があるかのような注釈をつけた。こうしたもとで、「男らしさ、女らしさ」が強調されるようになり、各地で「ジェンダー学、女性学の学習・研究を奨励しないこと」など市の男女共同参画条例を歪める請願採択、市の男女共同参画推進条例の前文から女性差別撤廃条約に関わる部分を削除し「日本独自の伝統と文化を尊び」に変更など、由々しい事態が続いている。また、妊娠・出産を機に70%の女性が退職を余儀なくされ、労働時間が長い30代男性の1日の育児時間48分、家事時間25分、育児休業取得率も女性89.7%、男性はわずか1.56%にとどまっている。
- ④ 日本軍「慰安婦」問題では、バックラッシュ勢力の意のままにほとんどの教科書から従軍「慰安婦」の記述を削除し、一日も早い被害女性たちへの謝罪と補償、その尊厳回復という真の解決に背をむけたままである。
- ⑤ 政治的・公的なハイレベルの政策決定過程に女性の参加を拡大するための強制力をもったポジティブ・アクション（暫定的特別措置）は何らおこなわれていない。
- ⑥ 雇用においても条約が求めるポジティブ・アクションはおこなわれておらず、女性の非正規雇用は年々増加し53.4%、男女の賃金格差もパート労働者をふくめると50.4（男性=100）とまったく縮小していない。男女共同参画基本計画（第2次）では「積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等をめざすものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない」とわざわざ解説しているが、これは財界が常に表明してきた立場である。一方、「平等をいうなら保護はいらない」と労働基準法の休日・時間外・深夜労働における女性労働者保護の規定が撤廃された。妊娠・出産・子育ては効率の悪い「お荷物」と見なされ、厚労省の緊急調査でも妊娠・出産や育児休業取得が理由の解雇相談が急増している（それぞれ1806件、1107件）。
- ⑦ 民法の改正も、「家族の絆が壊れる」と主張し改正を妨害するバックラッシュ勢力のいいなりに、政府は棚上げにしている。
- ⑧ 女性差別撤廃条約選択議定書も、相変わらず「日本の司法権の独立の侵害」を理由に批准していない。

3、日本政府の女性施策には4つの大きな弱点があり、ここを大転換する政治的意思が必要である。

- 1) 第4回世界女性会議（北京会議）の高揚と女性施策の前進に危機感をもったバックラッシュ勢力はこの10年近く、閣僚や国会議員を巻き込み、メディアを使って、国会や地方自治体・議会、教育分野の場でジ

エンダー平等推進のとりくみを攻撃してきたが、政府は毅然とした態度をとってこなかった。そのため、日本の男女平等・男女共同参画行政は重大な停滞・後退に直面している。

- 2) 経済のグローバル化や国際競争力の強化を理由に、政府は財界と一体になって新自由主義的「構造改革」路線を推しすすめてきた。女性施策にもそれを持ち込み、雇用・賃金破壊、年金や社会保障の切り捨て、女性施策予算の削減などによって、ジェンダー平等への経済的土台を崩してきた。アメリカ発の経済危機を前に、いまま雇用破壊に有効な対策を打てないままである。
- 3) 唯一の被爆国、憲法9条をもつ国でありながら、日本は自衛隊を派兵し、イラク・アフガニスタンでのアメリカの戦争に加担するとともに、核兵器廃絶へのイニシアティブも放棄している。憲法の平和原則とジェンダー視点にもとづく国際貢献という視点をまったくもたず、在日米軍基地の下でくりかえされる米兵犯罪・レイプ被害にも断固とした対応をとっていない。地球温暖化防止にも危機感がなく、財界・大企業の言いなりになって、先進国にふさわしい温室効果ガス削減の中期目標をもてずに世界の足を引っ張っている。
- 4) NGOからの意見募集が形式的、その意見もほとんど取り入れていないなど、政府はNGOと真のパートナーシップを構築するうえで大きな課題を抱えている。

第2部 行動綱領の重大問題領域

A 女性と貧困

- ◇ 毎年の社会保障費 2200 億円削減の一方で、むだな高速道路やダム、空港の建設、干拓事業など大型公共事業優先に税金を使い、米軍への思いやり予算をはじめ年間 5 兆円もの軍事費を支出したうえに、膨大なグアム移転経費を負担しようとしている。国民の雇用・くらし、福祉、教育の充実に税金を使うという本来の政治のあり方が求められる。日本のODAも、現地の女性や子ども、住民の生活や教育などに直接役立つものに徹することが必要である。
- ◇ 母子家庭の収入は一般家庭の 4 割にも満たない。母子家庭の命綱・児童扶養手当を半減する計画を凍結ではなく撤回し、全廃された生活保護世帯の母子加算を復活するべきである。児童扶養手当の拡充、母親への就労支援や生活できる賃金保障の対策をとる必要がある。
- ◇ 女性が受けとる公的年金は平均で男性の半分以下である。年金受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮するとともに、女性・国民すべてに保障される全額国庫負担による最低保障年金制度の創設が必要である。75 歳以上が加入する新たな後期高齢者医療制度の導入など、医療費抑制を目的とした制度改悪で負担が重く、病院にかかれない事態も生まれている。介護保険制度は認定の軽度化や高い保険料・利用料など、必要な介護が受けられない事態にある。介護現場も劣悪な労働条件で離職者が後を断たない。政府は国の予算を増やし、減免制度の拡充や基盤整備、制度の見直しを急ぐべきである。
- ◇ 「応益負担」を原則にした障害者自立支援法が実施され、障害者に 1 割負担を求める新たな負担増が押しつけられた。法律の抜本的見直しをただちに実施すべきである。
- ◇ 低所得者に負担が重い消費税増税計画はきっぱり中止すべきである。

B 女性の教育と訓練

- ◇ 戦争する国づくり、一部のエリート育成をねらう改悪教育基本法が成立し、「男女共学」が削除され、家庭教育重視の流れが強まっている。ジェンダー平等や人権意識促進のためにも、教育政策の基本に女性差別撤廃条約や子どもの権利条約の理念を据え、カリキュラムや教科書に盛り込む必要がある。いまだに残されている公立学校における男女別学をなくすことが必要である。
- ◇ この間の新自由主義的「構造改革」と今次の経済危機のもとで教育格差が広がり、進学断念や中途退学の女性が増えている。政府は教育予算を増やし、授業料・学費の大幅減額と緊急支援制度などの対策をとる必要がある。
- ◇ 女性による自由な職業選択のためにも、教育・訓練の機会をより広げるべきである。内定取り消しや就職難、失業は深刻であり、大企業への指導をはじめ、就職と労働条件整備の特別対策を政府の責任でおこなうことが急がれる。

C 女性と健康

- ◇ バックラッシュ勢力の攻撃で、政府の施策からリプロダクティブ・ヘルス/ライツの核心概念が削除され、学校教育での性教育、若い世代の正しい性知識の学習が妨げられている。保健所もこの 10 年余で 4 割減らされ、社会

保険による婦人科健診の個人負担が増えている。人権にもとづく性教育、エイズをはじめ性感染症の啓蒙や対策、更年期障害ケアなど、生涯を通じた女性の健康支援の法的整備が必要である。

- ◇ 産科・小児科の医師と病院の減少により、いわゆる病院の「妊婦受け入れ拒否」による死亡事故の発生など社会問題化している。医師の大幅増員や診療報酬の改善、病院の統廃合の中止、小児救急医療の拡充、子ども医療費無料の国の制度化も緊急に求められる。

D 女性に対する暴力

- ◇ 女性への暴力は人権を侵す犯罪であることを明確にし、基本的人権の尊重を幼少期から家庭や学校、社会で教育・啓蒙する必要がある。
- ◇ 配偶者暴力防止法（DV法）の被害者の定義に交際相手や元交際相手を加える、DV加害者への罰則を設けるなどいっそうの改正が必要であり、被害者と子どもへの十分な支援体制が求められる。「強かん」を親告罪ではなく告訴を待たずに摘発できるようにし、規定のない「近親姦」は処罰規定も盛り込むなど刑法改正をすべきである。
- ◇ 弱い立場の非正規や外国人労働者、特に派遣労働者に対するセクシャル・ハラスメントは後を絶たない。派遣元・派遣先を双方への法律の周知徹底と法違反の取締り、学校や社会のあらゆる場からの根絶のために実効ある法整備が求められる。
- ◇ 政府は日本軍「慰安婦」問題の一日も早い解決のために、高齢化する被害女性の訴え、米下院はじめ各国議会での決議、国連人権理事会普遍的定期審査（UPR）の最終所見など世界の意思を尊重し、「戦時性的強制被害問題解決促進法」を成立させ、被害女性への謝罪・補償、尊厳回復をおこなうべきである。

E 女性と武力紛争

- ◇ 紛争の防止と解決及び平和構築における女性の重要な役割を考えるさい、最も重要なことは紛争防止である。唯一の被爆国、戦争放棄の憲法9条をもつ国として、アフガニスタンへの米軍等の軍事攻撃に反対し、いっさいの軍事加担をすべきではない。アメリカの軍事戦略を補完するための「グアム協定」、沖縄への新基地建設とグアム米軍新基地建設に日本国民の巨額の税金を拠出することは許されない。
- ◇ 米軍が駐留する日本では米兵によるレイプ事件、殺傷事件が後を絶たない。「日本にとって重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使しない」との「日米密約」の下で、被害者は人権を踏みにじられたまま、泣き寝入りさせられている。「日米密約」の破棄、日米地位協定の抜本的改正、安保条約の廃棄が必要である。
- ◇ アメリカ大統領が核兵器を使った唯一の国としての道義的責任から「核兵器のない世界」を表明している今、ヒロシマ・ナガサキの惨劇を体験した被爆国にふさわしく、日本は核兵器禁止・廃絶条約の締結へのイニシアティブを発揮すべきである。
- ◇ 北海道の女性自衛官が男性自衛官からわいせつ行為を受けた上に退職を強要されたとして国への賠償請求訴訟を起こした。加害者である男性自衛官になんら処罰はなく、被害女性に対し懲罰を課したこの事件は、自衛隊という組織の人権意識の低さ、ジェンダーの視点の欠如を露呈している。政府は憲法の平和原則とジェンダー視点にもとづく隊員教育をすべきである。
- ◇ 国連安保理決議1325号、1820号を、日本としてどう実行するのか、国内計画の策定を含め具体的に検討すべきである。

F 女性と経済

- ◇ 急激な経済悪化の中、女性の中でも解雇や内定取り消しが広がっている。政府は企業に対して雇用を守る強力な指導・勧告をするとともに、女性の実態の調査と対策、失業給付改善、住居確保、生活保護などのセーフティネットを構築すべきである。
- ◇ 派遣労働は1999年に原則自由化され、04年の製造業への解禁によって、今日の使い捨て労働が広がった。政府が財界の求めるままに非正規雇用拡大策を推進してきた結果、派遣労働者は320万人にふくれあがった。派遣切りなどが横行する中、労働者派遣法を1999年以前に戻し、労働者保護法に改正することが必要である。
- ◇ 産休中や育児休業中の労働者が解雇される違法が急増しており、法の周知徹底と違反企業への取締り、罰則規定を盛り込む改正などをおこなうべきである。
- ◇ 労働基準法第3条に性差別禁止を、第4条に「同一価値労働同一賃金」と労働者の差別的取扱い禁止を明記すること、均等法の労働条件に対する差別禁止の中に「賃金」を入れるべきである。男女雇用機会均等法の

間接差別の「3例限定列举」をはずし、女性にパートなど非正規雇用が多く賃金が安いなどの間接差別を禁止し、罰則規定を盛り込むなど実効ある改正が必要である。ILO100号条約、111号条約、175号条約の批准などを急ぐべきである。

- ◇ 男女ともに、時間外・深夜・休日労働を禁止し、労働時間の短縮をはかるべきである。違法なサービス残業（ただ働き）をやめさせ、改善措置を徹底する必要がある。
- ◇ 派遣切りや育休切りなど違法が増加し、労働者保護の立場から企業への指導監督がいっそう求められている。政府は地方分権推進を理由に計画している都道府県労働局・均等室のブロック化を中止し、担当部局を拡充・増員すべきである。
- ◇ 日本の出生率は1.34（07年）と依然低いままである。政府は男女ともに仕事も子育ても大切にしたい働き方ができるよう、長時間労働の規制、均等待遇や男女賃金格差の是正、児童手当の拡充や教育費の軽減など、抜本対策をとるべきである。育児・介護休業を必要とするすべての男女がとれるよう、所得保障、子の対象年齢引き上げ、不利益取り扱い規定の実効性確保、違反への罰則規定などいっそうの法改正が求められる。
- ◇ 4万人をこえる待機児がおり、雇用悪化の中で認可保育所への入所を希望する人は85万人にのぼるが、政府は緊急対策をとるべきである。国と自治体が保育実施に責任をもつ現在の制度から、保育に民間企業の参入を促進し、保護者の「自己責任」で直接保育所に申し込む方式に変える、厚生労働大臣の諮問機関による新制度案を撤回し、国と自治体の責任で希望する人が安心して子どもを預けられる保育制度の拡充をはかるべきである。
- ◇ 農業や自営業の女性の家族労働を評価し、所得税法56条の廃止、傷病手当・出産手当等休業補償など健康保険制度の改善が必要である。

G 権力及び意思決定における女性

- ◇ 日本の女性国会議員はきわめて少ない。その進出を阻んでいる小選挙区制をやめ、民意を公正に反映する比例代表を中心とする選挙制度に抜本改正する必要がある。政治を買収する企業・団体献金、憲法違反の政党助成金は廃止すべきである。
- ◇ 国の審議委員の選定は、特定の団体・個人に偏るのではなく、広く女性団体からの推薦や公募による採用など、民主的で透明性あるものに改善が必要である。
- ◇ 国家公務員管理職に占める女性比率をもっと高めることは、政府みずからの責任でできることであり、積極的改善措置をとるべきである。多くの女性公務員が働く国立病院、国立大学などの独立行政法人が強行された。国の予算を大幅に増やし、職員の非正規化をやめ、産休代替要員制度の確立をはじめ女性研究者や女性医師が仕事と出産・子育てを両立できる特別の措置をとる必要がある。女性が地方公務員として多く働く保育所をはじめ公務職場への市場原理の導入と非正規化をやめ、働きやすい環境づくり、管理職登用への積極的措置を講ずることが必要である。

I 女性と人権

- ◇ 固定的な性別役割分担意識の是正のための積極的・系統的な広報・啓蒙、教育が求められる。そのためにも、古い家族観をおしつけ、男女平等教育などを攻撃するバックラッシュ攻撃に政府は毅然と対応すべきである。
- ◇ 選択的夫婦別姓制度の導入や結婚年齢の男女差是正、婚外子の平等待遇など、民法等の改正は一刻も待てないものである。
- ◇ アイヌや在日コリアン、「不法滞在」外国人、性的マイノリティの人権の確立、差別是正と共生への施策が急がれる。
- ◇ 現行の売春防止法は事実上女性のみを処罰の対象とし、風俗業も売買春の温床となったままである。業者や買春者の厳正な処罰、風俗業への銀行融資禁止などの法改正が必要である。婦人保護事業の予算を増やすことも求められる。
- ◇ アジアなどからの女性の人身売買を厳正に取り締まること、外国人女性の人権を守り、労働権を認め、生活などの相談体制を確立する保護対策を実行することが求められる。

J 女性とメディア

- ◇ 日本軍「慰安婦」制度を裁いた女性国際戦犯法廷を報道するNHK番組が政治家の介入によって改ざんされた事件は重大であり、真相を明らかにする必要がある。
- ◇ テレビや新聞・雑誌などメディアには、女性の人権を侵す性的・暴力的描写があふれ、インターネットや携帯電話を使ったポルノ画像の送信やわいせつメールの送信、「出会い系サイト」での買春の斡旋も氾濫している。「表現の自由」の名のもとに、女性・女児の人権を侵害することは許されず、法的規制が求められる。

- ◇ 性的役割分担意識のもとに制作される番組やCMなどが少なくない。メディアへの女性の参画が必要である。とりわけ社会的に大きな影響をもつメディアでは、制作者の側にたえずジェンダーの視点が求められる。

K 女性と環境

- ◇ 地球温暖化・気候変動の防止は人類の生存がかかった緊急重要課題である。政府は国連合意にもとづき、先進国にふさわしい中長期の温室効果ガス削減目標（2020年30%、2050年80%－1990年比）の設定、炭素税や排出量取引制度の導入、再生可能エネルギーの推進などの仕組みと法律を急ぎつくるべきである。事故や廃棄物処理問題を抱える危険で供給不安定な原発への依存をやめるべきである。
- ◇ 世界中の資源や食料を買い漁り、温暖化や食糧問題を加速させる現在の施策をあらためること、食料主権を掲げ、自国の森林の保護・育成、農畜水産物自給率の抜本的向上へと大転換する必要がある。
- ◇ 企業責任を明確にしたごみ発生源回避による総量の減量、分別、リサイクルの徹底で環境型社会へと国の政策を改めるべきである。ごみの減量化に逆行するだけでなく危険な広域大型焼却炉やごみ固形燃料化（RDF）推進は中止すべきである。
- ◇ 予想される大地震対策、災害対策を抜本的につよめ、災害につよい町づくりをすすめるべきである。
- ◇ 温暖化防止、環境施策、災害対策にジェンダーの視点を反映させるために、その決定・参画に女性をふさわしい比率で加えるべきである。

L 女児

- ◇ 「児童買春・ポルノ処罰法」や「出会い系サイト規制法」は少女を処罰対象にしているが、処罰されるべきは買春者や業者であり、少女を処罰からははずす法改正が必要である。性被害をうけた女児へのケアを重視すべきである。
- ◇ インターネット問題ではフィルタリング（アクセス制限）なしの携帯電話を大量に販売し続けてきた企業や監督省庁の責任は重く、改善を義務づけるべきであり、ペアレンタル・コントロールの普及なども必要である。
- ◇ 日本における買春容認の社会的風潮を克服するとりくみ、早期からの性教育や人権教育の推進こそ重要である。

第3部：制度的整備

- ◇ 男女共同参画局は、「内閣府の一部局」「専任閣僚がない」「役割は省庁間の調整」「予算措置が少ない」など、国内本部機構として不十分である。各省庁の政策にジェンダー視点を徹底する権限と責任ある国内本部機構に改組する必要がある。
- ◇ 女性差別撤廃条約選択議定書を早急に批准すべきである。
- ◇ NGOの役割をいっそう重視し、意見表明や提言をおこなう時間的猶予や情報の公平な提供、政府との建設的討論の場を恒常的に保障することが必要である。
- ◇ 「我が国唯一の女性教育のナショナルセンター」の位置づけにふさわしく、国立女性教育会館を十分な国の予算で運営すべきである。「財政難」等を理由にした全国各地の女性センターや担当部局の統合・縮小・廃止に歯止めをかけ、拡充すべきである。

第4部：主要な課題とそれらに取り組むための行動

グローバル化のもとですすめられてきた新自由主義政策と金融危機の最大の被害者は女性である。国内での「平等・開発・平和」の実現、ミレニアム開発目標達成への国際的貢献のためにも、軍事や企業の利益優先の新自由主義的「構造改革」路線から抜け出すことは急務である。また、核兵器廃絶、軍事同盟離脱、地球温暖化防止は世界の流れであり、日本政府は、平和で公正、ジェンダー平等の持続可能な社会実現へと、政策を大きく転換すべき時を迎えている。